5 資格制度関係

(1) 資格制度関係の基本方針

業務独占資格については、資格の廃止、相互乗り入れ、業務範囲の見直し、報酬 規定の廃止、試験合格者数の見直し等を推進することにより、各種業務分野におけ る競争の活性化を通じたサービス内容の向上、価格の低廉化、国民生活の利便向上 等を図る。

また、法律で資格者団体の強制設立・強制入会制を採っている資格について、公正有効な競争を確保する観点から、資格者団体における自主規制を見直すとともに、資格者団体の透明性を確保する等の観点から、業務及び財務等に関する情報の公開、その役員への資格者以外の者の任用、懲戒処分の公表等の資格者団体におけるチェック機能を強化する。さらに、資格者間の競争の活性化の観点から、資格者団体の会則において報酬規定を設けることを廃止する。

必置資格等については、資格の廃止、必置単位の緩和、業務範囲の拡大、外部委託の活用等を推進することにより、事業者等の資格者配置コストの低減、事業場配置に係る制約・条件の緩和等を図る。

また、品質確保、環境保全、労働安全衛生といった必置資格等が目指す政策目的を達成するための手法として、プロセス概念に基づいたマネジメントシステムの考え方が国際的な動向として重視され、我が国を始めとして多くの国に広まってきている状況を踏まえ、資格者の配置という手法に代えて、こうしたマネジメントシステムを活用することが適当な場合における必置義務の免除・緩和等の措置を講ずることにつき早急に具体的な見直しを行う。

業務独占資格及び必置資格等を通じ、資格の内容・要件等を不断に見直すことにより、当該資格制度が本来追求すべき政策目的の効果的・効率的な達成を確保する。また、両資格を通じ、学歴・実務経験等の資格要件の見直し、試験科目の見直し、合否判定基準の公表等を通じ、資格取得を希望する者の負担を合理的かつ可能な限り軽減することを目指す。

なお、公益法人が国から委託等、推薦等を受けて行う資格付与等の事務・事業については、行政改革大綱の趣旨を踏まえた対応を図るものとし、行政改革大綱の方針に沿って今後策定される実施計画の策定後にあっては、同計画に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(2) 上記方針に基づく措置

ア横断的見直し

業務独占資格については、各府省において、引き続き規制緩和推進3か年計画 (再改定)に基づく見直しを行い、その結果を踏まえて、別紙1の指針に基づき、 その在り方を更に見直す。

必置資格等については、各府省において、規制緩和推進3か年計画(再改定)に基づく見直しの検討状況を本計画策定後速やかに公表するほか、別紙2の指針に基づき、制度のもたらす社会的利益等のメリットと経済的コスト等のデメリットの比較を含めた合理的かつ総合的な観点から、その在り方を見直す。

イ 個別措置事項

上記アの横断的見直しを行うほか、各府省においては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての見解の指摘等を踏まえ、別添2の措置を講ずる。